

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 0 月 2 9 日

関係業界団体 御中

経済産業省産業技術環境局環境管理推進室

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供等について（作業依頼）

日頃より、経済産業行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国 5 か所の処理施設を活用して処理が行われているところです。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）においては、JESCO の処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として規定しています。北九州・大阪事業地域の変圧器・コンデンサー等並びに北九州・大阪・豊田事業地域の安定器及び汚染物等については既に処分期間が到来しており、残りの事業地域についても、今年度末に変圧器・コンデンサー等について、来年度末に安定器及び汚染物等について、それぞれ処分期間が到来することとなります。

先般、各都道府県・政令市において行われてきた高濃度 PCB 廃棄物等を網羅的に把握するための掘り起こし調査における発見事例や、北九州事業地域において計画的処理完了後に発見されて継続保管となっている事例について整理したものを提供していたところですが、この度、令和 3 年度上半期の状況を踏まえて再度整理が行われました（別添 1 及び 2）。

つきましては、貴団体の会員企業に対し、別添も参照の上、自ら管理する施設において、高濃度 PCB 廃棄物の保管等をしていないかあらためて確認いただくとともに、保管等している場合は、確実かつ早期に JESCO に処分委託手続き等を行っていただくことを広報誌、メール、SNS 等を用いて周知徹底していただくようお願いします。

また、周知いただいた場合は、別紙（様式）により【令和 3 年 11 月 19 日（金）まで】にその状況についてヘルスケア産業課まで情報提供をお願いします。

なお、貴団体より提供いただいた情報は、環境省に提出させていただきます。

環境省は必要に応じて、都道府県・政令市の廃棄物行政担当部局への共有や、PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会等において、公表・説明する可能性がありますので、御承知置きください。

<添付資料>

別添 1：掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物・機器の発見事例（令和 3 年 10 月）

別添 2：計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例（令和 3 年 10 月）

<参照先>

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

<問い合わせ先>

- PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先  
参照先のパンフレット 12 ページに記載

- JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先  
JESCO 登録担当 Tel：03-5765-1935

- 本事務連絡に関する問い合わせ先  
経済産業省産業技術環境局環境管理推進室  
PCB 担当 [kankyo-pcb@meti.go.jp](mailto:kankyo-pcb@meti.go.jp)  
TEL：03-3501-4665

- 別添 1、別添 2 に関する問い合わせ先  
環境省環境再生・資源循環局 PCB 廃棄物処理推進室  
担当：松岡  
TEL：03-6457-9096